

アナログ規制見直し工程表

【資料2】

目視規制（3項目）

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日						a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
395	滋賀県草津市	会計管理者会計課	目視	規則	草津市会計規則	第88条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	電子データによる資料提出やリモート検査など、検査方法について、デジタル技術の活用を可能とすることを検討する。	令和11年3月
397	滋賀県草津市	会計管理者会計課	目視	規則	草津市会計規則	第93条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	検査方法について、実地による現物確認と現場の状況確認の重要性も踏まえつつ、デジタル技術を活用することを慎重に検討するため。	令和11年3月
1876	滋賀県草津市	こども若者部子育て相談センター	目視	告示	草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱	第4条	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について(平成29年5月30日健発0530第12号)	第2-1(4)②	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	・現状では訪問により申請者の身体状態や生活状態を把握し日常生活用具給付の可否を総合的に判定している。しかしながら申請者に訪問が困難な状況（感染症・受け入れ拒否等）が発生した場合には動画等により身体状態の把握に努めることも可能と考える。	令和8年3月

定期検査・点検規制（6項目）

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日						a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
386	滋賀県草津市	会計管理者会計課	定期検査・点検	規則	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第15条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	小切手については全国的に電子化を目指しているため、その動向をふまえて見直しを検討する。	令和9年3月
387	滋賀県草津市	会計管理者会計課	定期検査・点検	規則	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第28条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	帳簿書類等の保存方法について、紙媒体での保存に限定せず、電磁的記録による保存を可能とする旨を明確に条文に追記する。	令和8年4月
394	滋賀県草津市	会計管理者会計課	定期検査・点検	規則	草津市会計規則	第54条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	小切手については全国的に電子化を目指しているため、その動向をふまえて見直しを検討する。	令和9年3月
398	滋賀県草津市	会計管理者会計課	定期検査・点検	規則	草津市会計規則	第94条	地方自治法施行令	第168条の4第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	検査方法について、実地による現物確認と現場の状況確認の重要性も踏まえつつ、デジタル技術を活用することを慎重に検討するため。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
939	滋賀県草津市	都市計画部 建築政策課	定期検査・点検	規則	草津市建築基準法等施行細則	第7条 (特定建築物の定期報告) 第7条 法第12条第1項の規定により安全上、防火上または衛生上特に重要であるものとして政令第16条第1項に規定する建築物および市長が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が、それぞれ同表の中欄に掲げる規模を有するものとし、省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 2 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 前項に規定する建築物に設置された換気設備、排煙設備(排煙機を設けたものに限る。)、非常用の照明装置または防火設備(政令第16条第3項第2号で定めるもの、常時閉鎖式のものおよび防火ダンパーを除く。)が設置されている場合にあっては、建築設備等検査結果表(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)(別記様式第4号) (2) 次の表に掲げる図書 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書 3 法第12条第1項の報告書に係る調査は、報告の日前3月以内にされたものでなければならない。 4 省令第5条第2項に規定する報告書ならびにこの条の規定により提出する書類および図書の部数は、正副2通とする。	建築基準法	第12条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	定期性については、法令において定められており、変更はできないが、報告については、現在は慣例上、紙での報告となっているが、条文はデジタルを妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を行う。	令和11年3月
941	滋賀県草津市	都市計画部 建築政策課	定期検査・点検	規則	草津市建築基準法等施行細則	第8条 (建築設備等の定期報告) 第8条 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。 2 省令第6条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。 (1) 防火設備 次の表に掲げる図書その他市長が必要と認めるもの (2) 建築設備 法第12条第3項の規定による検査状況に関する事項を記載したもので市長が必要と認めるもの 3 省令第6条第3項に規定する防火設備の報告書ならびにこの条の規定により提出する書類および図書は、正本および副本とする。 4 前項の報告書に係る検査は、報告の日前3月以内にされたものでなければならない。	建築基準法施行規則	第6条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	定期性については、法令において定められており、変更はできないが、報告については、現在は慣例上、紙での報告となっているが、条文はデジタルを妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を行う。	令和11年3月

対面講習規制（8項目）

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちに運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
94	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	条例	草津市市政情報管理に関する条例	第16条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
105	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市市政情報管理規程	第3条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
108	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市市政情報管理規程	第15条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
122	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	条例	草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例	第15条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月
125	滋賀県草津市	総務部総務課	対面講習	訓令	草津市要望等の記録およびコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程	第7条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
														a-1.要見直し（本文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
150	滋賀県草津市	まちづくり協働部 まちづくり協働課	対面講習	条例	草津市協働のまちづくり条例	第26条	(人材育成) 第26条 市は、市職員に対し、協働によるまちづくりに関する 研修 を実施し、その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。 2 市は、市職員が地域社会の課題を把握し、自らの資質向上を図るため、積極的にまちづくりに取り組むよう促すとともに、そのために必要な環境整備に努めるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	草津市協働のまちづくり条例第26条は、市職員に対し「研修を実施」する旨を定めているが、その実施方法を「対面」に限定しているものではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
281	滋賀県草津市	総務部 総務課	対面講習	規則	草津市公益通報の処理に関する規則	第14条	(職員への周知) 第14条 市長は、市職員に対する 研修 の実施その他適切な方法により、通報等の処理の制度について周知を図るものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による研修に限定されているものではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月
1266	滋賀県草津市	総合政策部 企画調整課	対面講習	種別なし	草津市統計調査員登録制度実施要綱	第8条	(研修 の実施等) 第8条 市長は、統計調査員希望者登録カードに登録した者に対し、統計調査実施に関する情報その他の資料を配布するとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、 研修 会等を開催するものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能となれば、オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月

書面揭示規制（6項目）

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日						a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
237	滋賀県草津市	総務部総務課	書面揭示	条例	草津市行政手続条例	第14条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	行政手続法が改正され、聴聞等の通知の公示送達電子化されたことと合わせ、同趣旨の行政手続条例においても同様の改正を行うもの。令和8年2月議会提案予定。	令和8年5月
372	滋賀県草津市	総務部税務課	書面揭示	条例	草津市税条例	第18条	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2or4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	令和7年3月31日付専決処分（令和7年6月定例会で報告済）により市税条例改正済。公示送達情報につき市ホームページ上で閲覧可能にする。また、揭示場（市役所前）への揭示も継続する。（市税条例上は、揭示場への揭示か、市役所にPC画面設置のいずれかを選択可としている）。	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布された令和5年3月31日から3年3か月以内の政令で定める日までに検討
385	滋賀県草津市	会計管理者会計課	書面揭示	規則	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第3条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	金融機関における表示について、デジタル技術を活用した情報提供手段を許容する文言に条文を改正する。例えば、第3条において、店頭揭示に加えて、または店頭揭示の代替として、市公式ウェブサイトへの掲載、金融機関ウェブサイトへの掲載など多様な情報伝達手段を認めることなどが挙げられる。	令和11年3月
1005	滋賀県草津市	都市計画部都市計画課	書面揭示	規則	草津市屋外広告物条例施行規則	第16条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	屋外広告物条例23条第2項に基づき、規則第16条第1項で草津市役所前揭示場での公示を規定しています。また、条例23条第3項および規則第16条第2項により都市計画課窓口保管広告物等一覧簿を備え付け、関係者の閲覧に供さなければならないことと規定しているため、現状はデジタル化に対応していません。条例上は、規則で公示の方法を定めることとしているため、国の見直しを参照し、規則の条文改正が必要と考えます。	令和10年3月
1027	滋賀県草津市	都市計画部開発調整課	書面揭示	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第5条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	閲覧場所が窓口に限られていることから、開庁時間と合わせているもの。窓口での閲覧を合わせて見直しの実施は可能。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
														a-1.要見直し（本文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
1157	滋賀県草津市	上下水道部 給排水課・上下水道施設課	書面掲示	上下水道事業管理規程	草津市下水道条例施行規程	第12条	(工事の完了届および検査済証) 第12条 条例第8条第1項の規定により排水設備の検査を受けようとする者は、排水設備工事完了届(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。 2 条例第8条第1項の規定により除害施設の検査を受けようとする者は、除害施設工事完了届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、条例第8条第2項の規定により排水設備の検査にあっては排水設備検査済証(別記様式第8号)を、除害施設の検査にあっては除害施設検査済証(別記様式第9号)を交付する。 4 前項の場合において、排水設備の検査済証は門戸に、除害施設の検査済証は事業所の見やすい所に、それぞれ掲示しなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要）	国の見直しを踏まえ、当該事項においてデジタル技術の活用が可能（検査済証のオンラインでの公開等）である内容を通知の発出等により明確化し、管理者に周知する。	令和9年3月

往訪閲覧・縦覧規制（24項目）

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日						a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
36	滋賀県草津市	議会事務局	往訪閲覧・縦覧	条例	草津市議会議員政治倫理条例	第11条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	様式には、関係企業の所在地や議員の役職などの情報を記入する必要があるため、これらの情報の開示に際しては、プライバシー保護の観点から慎重な検討が求められる。しかし、情報の透明性向上を目的とした運用の見直しについては、例えばホームページでの掲載などを含め、適切な方法で検討を進めることが可能である。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
37	滋賀県草津市	議会事務局	往訪閲覧・縦覧	条例	草津市議会議員政治倫理条例	第12条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	様式には、関係企業の所在地や議員の役職などの情報を記入する必要があるため、これらの情報の開示に際しては、プライバシー保護の観点から慎重な検討が求められる。しかし、情報の透明性向上を目的とした運用の見直しについては、例えばホームページでの掲載などを含め、適切な方法で検討を進めることが可能である。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
116	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	草津市情報公開条例	第26条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	市政情報の検索に必要な資料について、今後インターネットでも閲覧できるようにすることを検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
229	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	草津市長の政治倫理に関する条例	第10条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
230	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	草津市長の政治倫理に関する条例	第11条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名/様式名	条項/掲載場所	根拠法令等名/通知・通達等名/条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1.要見直し(本文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合)再検討時期
235	滋賀県草津市	総合政策部秘書課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則	第10条	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和9年3月
239	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市行政手続条例	第17条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による縦覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる縦覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
242	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市行政手続条例	第23条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による縦覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる縦覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
258	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市行政不服審査会設置条例	第11条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による縦覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる縦覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名/様式名	条項/掲載場所	根拠法令等名/通知・通達等名/条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1.要見直し(本文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 / (「継続検討」の場合) 再検討時期
260	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市聴聞等に関する規則	第7条	聴聞の運用のための具体的措置について(平成6年4月25日総管第102号)	別紙二II	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
263	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市聴聞等に関する規則	第18条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
268	滋賀県草津市	総務部総務課	往訪問覧・縦覧	訓令	草津市行政手続条例に係る審査基準、標準処理期間および処分基準に関する規程	第4条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	アナログ的手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる縦覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
433	滋賀県草津市	教育委員会児童生徒支援課	往訪問覧・縦覧	教育委員会規則	草津市学校教育法第35条第1項の規定による出席停止の命令の手續に関する規則	第8条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	オンライン上での閲覧については、閲覧資料の内容に個人情報を含むことから、見直しは行わず今後も不可とする。 保護者からの閲覧申請についてはメール等で受け付けることとしても支障がないと考えられることから、運用変更により対応する。	令和8年1月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1.要見直し（本文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（うちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
473	滋賀県草津市	教育委員会 歴史文化財課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市文化財保護条例	第46条の2	(指定) 第46条の2 教育委員会は、市指定有形文化財および市指定史跡名勝天然記念物を保存するために、その周辺の環境を保全する必要があると認める土地の区域を文化財環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。 3 教育委員会は、保全地区を指定しようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。 4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者または占有者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について教育委員会に意見書を提出することができる。 5 教育委員会は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。 6 教育委員会は、保全地区を指定するときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。 7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。 8 第2項から前項までの規定は、保全地区の区域の変更について準用する。 9 第1項から第8項までの規定は、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものおよび県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財に指定されたものならびに法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたものおよび県条例第34条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたものについて準用することができる。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
676	滋賀県草津市	環境経済部 資源循環推進課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	第4条	(縦覧の場所および期間) 第4条 前条の縦覧場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 草津市役所 (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所 2 前条の縦覧期間は、告示の日から1月間とする。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	
686	滋賀県草津市	環境経済部 環境政策課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市の良好な環境保全条例	第12条	(保全地区の指定等) 第12条 市長は、次の各号の一に該当するものうち、自然環境の保全等を図るため特に必要があると認める地区を自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。 (1) 森林、草地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であつてその保全を図ることが必要な地区 (2) 動物の生息地または植物の生育地であつて、これらの保護または繁殖を図ることが必要な地区 2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。 3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。 4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。 6 市長は、保全地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。 7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。 8 第2項から前項までの規定は、保全地区の指定の解除および区域の変更について準用する。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	3	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和9年4月	
1001	滋賀県草津市	都市計画部 都市計画課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市屋外広告物条例	第23条	(保管広告物等を保管した場合の公示) 第23条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物または掲出物件を保管したときは、当該保管する広告物または掲出物件(以下「保管広告物等」という。)の所有者、占有者その他当該保管広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該保管広告物等を返還するため、速やかに次に掲げる事項を公示しなければならない。 (1) 保管広告物等の種類および数量 (2) 保管広告物等を除却した場所および日 (3) 保管広告物等の保管を始めた日および保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するため必要と認められる事項 2 前項の規定による公示の方法は、規則で定める。 3 市長は、第1項の規定による公示を行うほか、保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供さなければならない。	屋外広告物条例ガイドライン(昭和39年3月27日建設部総発第7号)	第23条の3	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	オンラインによる閲覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
1024	滋賀県草津市	都市計画部 開発調整課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第2条	(閲覧所の場所) 第2条 登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所は、草津市役所都市計画部開発調整課とする。	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	開発登録簿の閲覧は現状では窓口でのみ行っているが、現状でも閲覧については手数料は発生していないため、データ化して一般に公開すれば可能と考える。ただし、開発位置図とリンクして閲覧できるようにするにはGIS等の整備が必要である。なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月	

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名/様式名	条項/掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
														a-1.要見直し(本文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの具体的な方法/見直し不要の具体的な理由/見直し否の具体的な理由/継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期/ (「継続検討」の場合)再検討時期
1031	滋賀県草津市	都市計画部開発調整課	往訪問覧・縦覧	規則	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第8条	(閲覧上の注意) 第8条 閲覧者 は、登録簿を指示された場所で 閲覧 し、外部に持ち出してはならない。 2 閲覧者 は、係員の指示に従い、登録簿を丁寧に取り扱いなければならない。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
1052	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	条例	草津市都市公園条例	第19条	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。 (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち、特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第22条において「所有者等」という。)の氏名および住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市公報または新聞紙に掲載すること。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に 閲覧 させなければならない。	〇〇都道府県(市町村)都市公園条例(昭和31年11月20日建設計発第339号)	第11条の3第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
1272	滋賀県草津市	総合政策部秘書課	往訪問覧・縦覧	告示	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱	第2条	(閲覧場所) 第2条 規則第10条第2項の草津市長が指定する場所は、情報公開室とする。	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年3月
1274	滋賀県草津市	総合政策部秘書課	往訪問覧・縦覧	告示	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱	第4条	(閲覧方法) 第4条 閲覧者 は、前条の 閲覧 請求書を提出した後、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書または関連会社等報告書(以下「報告書」という。)を係員から受け取り、所定の場所で 閲覧 するものとする。 閲覧 を終了したときは、 閲覧者 は、 閲覧 した報告書を係員に返却するものとする。	政治倫理の確立のための〇〇知事(長)の資産等の公開に関する条例(案)	第5条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年3月
1920	滋賀県草津市	環境経済部環境政策課	往訪問覧・縦覧	告示	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定について	本則	1 区域の区分を表示する図面は、草津市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の 縦覧 に 供する 。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年4月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
														見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
							条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
1921	滋賀県草津市	環境経済部環境政策課	往訪問覧・縦覧	告示	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動を規制する地域等の指定について	本則	1 区域の区分を表示する図面は、草津市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年4月

FD等の記録媒体規制（6項目）

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日						a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
2134	滋賀県草津市	建設部道路課	FD等の記録媒体	告示		(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等により消去するものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年10月
2138	滋賀県草津市	建設部道路課	FD等の記録媒体	告示		(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等により消去するものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年10月
2142	滋賀県草津市	総務部総務課	FD等の記録媒体	告示		(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者がビデオテープで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後はビデオテープの上書きによる消去、または、破砕等による破棄処分を行うものとする。ただし、第7条第2項各号による場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号による場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	現在はビデオテープ等は使用していないため、要綱を改正する。	令和8年3月
2145	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	FD等の記録媒体	告示		(画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバのハードディスクで保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後はハードディスクの上書き等による消去を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日						見直し 後 PHASE a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
2149	滋賀県草津市	都市計画部 交通政策課	FD等の記録媒体	告示	草津市が設置する駐車場施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条 (画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が ビデオテープ または画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間とし、保存期間の終了後は ビデオテープ または ハードディスク の上書き等による消去、または破砕等による破棄処分を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の場合は、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	各施設でビデオテープによる情報の記録は行っていないため、要綱改正を実施する。	令和8年2月
2155	滋賀県草津市	まちづくり協働部 生活安心課	FD等の記録媒体	告示	草津市営火葬場における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条 (画像の保管および閲覧) 第9条 防犯カメラによって記録した画像(以下「画像」という。)の保管および閲覧は、次のとおりとする。 (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。 (3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は ハードディスク の上書き等による消去を行うものとする。ただし、第7条第2項各号の規定により録画した画像については、保存期間を延長することができる。 (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号の場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。 (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿(別記様式)に記録し、1年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。 (6) 第5条第4項の規定は、画像を閲覧した者について準用する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	—	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	「ハードディスク」と記載がある条文については、「電磁的記録媒体」へ変更する要綱改正を行うため。	令和8年3月

継続検討（69項目）

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日						a-1.要見直し（条文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	
1	滋賀県草津市	総務部 総務課	書面掲示	条例	草津市公告式 条例	第2条	地方自治法	第16条第4項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	書面掲示規制のうち「公示送達」は民事訴訟法の改正に倣い、従来の掲示板等への書面の掲示による方法に加えて、インターネット等への情報掲載による方法を実施することとなっており、民事訴訟法に倣うこととされている。公告式条例も同法の運用方法を確認したうえで、必要に応じて条例改正を行う。	令和8年6月
38	滋賀県草津市	議会事務局	往訪問覧・縦覧	議会規則	草津市議会議員政治倫理条例施行規則	第10条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	議員の兼業届の閲覧については、閲覧方法の具体的な媒体を特定していないものの、現状では市民への閲覧を事務局において紙媒体で公開する形をとっている。そのため、将来的に閲覧方法を見直す場合には、現状の方法が不要になる可能性も含め、慎重に検討する必要がある	令和11年3月
259	滋賀県草津市	総務部 総務課	書面掲示	規則	草津市聴聞等に関する規則	第3条	行政手続法	第15条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	アナログ規制の点検・見直しマニュアルP.48に記載のとおり、書面掲示規制のうち「公示送達」は行政手続法の改正に倣い、従来の掲示板等への書面の掲示による方法に加えて、インターネット等への情報掲載による方法を実施することとなっており、行政手続法に倣うこととされている。草津市聴聞等に関する規則も同法の運用方法を確認したうえで、必要に応じて規則改正を行う。	令和11年3月
262	滋賀県草津市	総務部 総務課	書面掲示	規則	草津市聴聞等に関する規則	第17条	行政手続法	第15条第3項及び第31条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	行政手続法に基づいて定めている規制であり、今後の国の動向を注視する。	令和11年3月
326	滋賀県草津市	総合政策部 職員課	書面掲示	規則	草津市職員の給与に関する規則	第33条の5	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討						
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
						条文／ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日							a-1.要見直し（本文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
350	滋賀県草津市	総合政策部職員課	書面掲示	条例	草津市職員の退職手当に関する条例	第12条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月
391	滋賀県草津市	会計管理者会	書面掲示	規則	草津市会計規則	第9条	地方自治法施行令	第154条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	d.継続検討	第9条の「口頭、掲示その他の方法」に、情報通信技術等を活用した通知方法を追加することを検討するため。	令和11年3月
971	滋賀県草津市	都市計画部建築政策課	書面掲示	規則	草津市建築基準法に係る意見の聴取に関する規則	第2条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	d.継続検討	公告式条例の引用であるため、公告式条例の今後の見直しに合わせて当該規則の見直しを行う。	令和8年6月
1051	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	条例	草津市都市公園条例	第19条	〇〇都道府県(市町村)都市公園条例(昭和31年11月20日建設計発第339号)	第11条の3第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	草津市公告式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月
1056	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	規則	草津市都市公園条例施行規則	第9条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	草津市公告式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月
1057	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	書面掲示	規則	草津市都市公園条例施行規則	第12条	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	草津市公告式条例に規定する草津市役所前掲示上の運用方針を見ながら検討する。	令和8年6月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
														a-1.要見直し(本文の改正が必要) a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要) a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う) b-1.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(既に運用まで変更済み)) b-2.見直し不要(現状でアナログ的手段に限定されていない(うちには運用の変更は困難)) c-1.見直し否(アナログ的手段に限定することが適当) c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在) d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期／(「継続検討」の場合)再検討時期
1059	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の日に関する公告	本則	関係図面は、産業建設部都市計画課において 縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1060	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和61年4月1日種別なし)	本則	(「別添図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1061	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和63年3月30日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1062	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、区域、位置及び供用開始の年月日に関する公告(昭和63年7月1日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1063	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成元年3月28日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1064	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成2年6月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1065	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成2年12月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1066	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成3年11月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1067	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年3月13日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市経済部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1068	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年4月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて 縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名/ 条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在 PHASE	見直し 後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
														a-1.要見直し（本文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由等	見直し完了時期 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期
1069	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年10月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1070	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成4年12月16日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1071	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成5年4月30日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1072	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成12年3月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1073	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の年月日に関する公告(平成19年3月20日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市産業建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1074	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の設置について(平成7年3月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1075	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の設置について(平成7年4月29日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1076	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の設置について(平成8年7月13日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1077	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成9年7月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1078	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成10年5月1日種別なし)	本則	(別紙図面では、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1079	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成11年5月14日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1080	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成11年7月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE		見直しの方向性の詳細	見直し予定
													見直し後PHASE	見直しの方向性		
1081	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成14年8月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1082	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成14年10月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1083	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成17年3月31日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1084	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成19年12月27日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市産業建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1085	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成21年7月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1086	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成22年2月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1087	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の供用開始について(平成22年9月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1088	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成25年10月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1089	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成26年4月1日公告)※桜ヶ丘緑地に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1090	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成26年4月1日公告)※平湖・柳平湖公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1091	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成29年3月14日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部草津川跡地整備課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1092	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成27年3月31日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1093	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成31年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性		見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期
														見直しの方向性の詳細		
1094	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和2年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1095	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(平成30年1月5日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1096	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※木ノ下公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1097	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※領木公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1098	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※中堂公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1099	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※黒土公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1100	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和4年8月1日公告)※廣野公園に係るもの	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1101	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の供用開始について(令和5年7月28日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1102	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域決定について(平成27年12月18日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市都市計画部草津川跡地整備課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1103	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(昭和63年3月30日種別なし)	本則	(「別紙図面」は省略し、その関係図面を草津市都市経済部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1104	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(平成9年6月13日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月

規制の洗い出し							類型・PHASE		見直しの方向性等の検討							
No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／ 様式名	条項/ 掲載場所	条文/ 規定内容 ※内容現在：令和6年11月14日 ※施行基準日：令和9年4月1日	根拠法令等名/ 通知・通達等名 / 条例等名	当該条項等	規制根拠 の分類	類型	現在 PHASE	見直し 後 PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定
														a-1.要見直し（本文の改正が必要） a-2.要見直し（通知の発出等による解釈の明確化が必要） a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う） b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み）） b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難）） c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当） c-2.見直し否（活用可能な技術等が現時点で不存在） d.継続検討	見直しの具体的な方法／見直し不要の具体的な理由／見直し否の具体的な理由／継続検討の具体的な理由 等	見直し完了時期 ／（「継続検討」の場合）再 検討時期
1105	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(平成11年7月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1106	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(平成12年6月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1107	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域変更に関する公告(平成12年9月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1108	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更に関する公告(平成26年4月1日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1109	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成15年4月18日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1110	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成15年8月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1111	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成16年5月1日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1112	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成16年7月15日種別なし)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1113	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成17年7月20日種別なし) ※草津川緑地に係るもの	本則	なお、別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1114	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	種別なし	都市公園の区域の変更について(平成17年7月20日種別なし) ※弾正公園に係るもの	本則	なお、別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1115	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更について(平成27年3月31日公告)	本則	(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月
1116	滋賀県草津市	建設部公園緑地課	往訪問覧・縦覧	公告	都市公園の区域変更について(令和4年8月1日公告)	本則	(別紙図面は、関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	d.継続検討	既に市民によって利用されている公園であり、既知の情報のデジタル化については費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。	令和11年3月